**k障害児（通所）給付費体制等届出確認書＜令和７年度当初>**

　　年　　月　　日

（あて先）名古屋市長

届出者（法人）　所在地

事業者名

代表者名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | 事業所番号 |  |
| 事業所所在地 |  | 指定の種別 | □児発□放デイ□保育訪問□居宅型 |
| 主たる障害種別 | □定めなし　□重症心身障害児 |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  | | |
| 担当者名 |  |  |  |

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

**１　提出書類**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | チェック☑ |
| ①　障害児（通所）給付費体制等届出確認書（当確認書） | □ |
| ②　人員基準チェックシート（未提出の方の資格証等） | □ |
| ③　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（**令和７年４月**のもの） | □ |
| ④　令和６年度勤務**実績**一覧表 | □ |
| ⑤　支援プログラム・自己評価結果  「**子ども発達支援サイト すてっぷサポート」へ掲載依頼してください。事業所は届出の提出は必要ありません。**（詳細については、集団指導にて説明予定）  ※自己評価結果について、指定を受けて間もない事業所は、概ね指定から１年以内にすてっぷサポートに掲載依頼をしてください。また、１年以内にすてっぷサポートに掲載依頼している事業所は、改めて掲載依頼する必要はありません。  ※児童発達支援センターは、支援プログラム・自己評価結果の公表状況に関する届出書を提出してください。 | □ |
| 以下は、加算等について変更がない場合提出不要です。　変更がない場合⇒□  ただし、算定区分に変更がない場合も「未就学児等支援区分Ⅰ（児発）」、「看護職員加配加算（重心）、「福祉・介護職員処遇改善加算」の算定にあたっては別途届出が必要となります。 | |
| ⑥　障害児（通所）給付費算定に係る体制等に関する届出書 | □ |
| ⑦　障害児（通所）給付費の算定に係る体制等状況一覧表（変更箇所のみ記入） | □ |
| ⑧　⑦の添付書類（加算に関する届出様式、資格証等） | □ |

※**提出前に必ずチェックをつけて**、上記の順番に揃え①～⑧のインデックスを貼付して提出してください。

**２　注意事項**

（１）報酬改定に伴い様式が変更となっている書類がありますので、必ず最新の様式を「ウェルネットなごや」からダウンロードしてください。

（２）人員基準の職員及び加算算定等に必要な職員の資格証等について、これまで未提出の方の資格証等を必ず提出してください。

（３）児童発達支援の「未就学児等支援区分Ⅰ」を算定する場合は、別途「報酬算定区分に関する届出書（児童発達支援）」の提出が必要です。（指定時期により提出不要の場合があります。）

（４）看護職員加配加算（重心事業所）を算定する場合は、別途「看護職員加配加算に関する届出書」の提出が必要です。（指定時期により提出不要の場合があります。）

（５）福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合は、別途計画書等の提出が必要です。

　　※原則としてウェルネットなごや掲載の提出フォームにより提出してください。

（６）代表者、管理者、児発管、運営規程等の変更がある場合は、別途「指定障害児通所支援事業者変更届出書（第15号様式の３）」を提出してください。

（７）令和７年５月分の給付費の算定に係る体制等に関する届出書も、令和７年４月１５（火）が提出期限となります。提出期限を過ぎると令和７年６月以降の算定となるため、注意してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提出期限：令和７年４月１５日（火）（消印有効）